

○内閣府令第五号
経済産業省

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第三項及び第五項並びに第三十五条の四の規定に基づき、産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

経済産業大臣 萩生田光一

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令（平成二十四年内閣府令第五号）の一部

を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記

部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定申請及び実施状況の報告等に関する命令</p> <p>(産業高度化・事業革新措置実施計画の添付書類)</p> <p>第一条 沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 登記事項証明書（申請者が個人である場合は、その氏名及び住所を証する書類）</p> <p>二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における貸借対照表）</p>	<p>産業高度化・事業革新措置実施計画の認定申請等に関する命令</p> <p>(申請書の添付書類)</p> <p>第一条 沖縄振興特別措置法第三十五条の三第三項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p> <p>二 認定の申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書（認定の申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p>
<p>(認定産業高度化・事業革新措置実施計画の概要の公表)</p> <p>第二条 法第三十五条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画（同条第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画をいう。以下この条において同じ。）の概要の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>一 当該認定の日付</p> <p>二 産業高度化・事業革新措置実施計画の認定番号</p>	<p>〔条を加える。〕</p>

三 認定事業者（法第三十五条の三第六項に規定する認定事業者をいう。次条において同じ。）の名称

四 認定産業高度化・事業革新措置実施計画（法第二十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画をいう。次条において同じ。）の概要（法第三十五条の三第六項の変更の認定をしたときは、当該変更の概要）

（報告書の提出時期及び手続）

第三条

法第三十五条の四の規定による報告は、認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された産業高度化・事業革新措置（法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施期間中の各事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した実施状況報告書を提出して行うものとする。

〔条を加える。〕

一 前事業年度の認定産業高度化・事業革新促進措置実施計画に記載された産業高度化・事業革新措置の実施状況

二 前事業年度の收支決算

三 前事業年度の認定産業高度化・事業革新促進措置実施計画に記載された産業高度化・事業革新措置の用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する実績

2 沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定産業高度化・事業革新促進措置実施計画に記載された産業高度化・事業革新措置を適切に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受け

た日から原則として一月以内に、認定事業者に対して、当該産業高度化・事業革新措置を適切に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3 沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定事業者に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

(施設又は設備)

第四条 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

(施設又は設備)

第二条 「同上」

附
則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。